

三十八、江戸時代後期、篠栗における牛馬売買について(一)

― 牛の売買のもつれから殺人事件起きる ―

『福岡県史 近世史料編 福岡藩御用帳(二)』に牛の売買のもつれから殺人に至った事件が載せられています。その事件の経過は次の通りです。

去る天明八年の冬、篠栗村枝郷城戸の正次郎から売つてくれと頼まれた牛一頭を大分村の七次と申す者が牽いて秋月藩穂波郡土師村の長兵衛の家にやつて来ました。同書には「長兵衛と申す者牛馬売買大儀心得にて」とあり、馬苦勞(牛馬の仲介業者)のよくな行為をしていたものと考えられます。ちょうどそこへ穂波郡平山村の甚三という者が来ていて、自分に売つてくれと長兵衛に言い、その牛を牽いて帰りました。その時牛の値段は一三五匁(銀として今の価格で約十六万円くらい)と決めましたが、その後お金は払われず、翌年の春に甚三は出奔してしまいました。牛の売り主である正次郎には長兵衛と七次が

ました。万九郎は親の一大事と思ひ所持の棒で与蔵の頭を力一杯殴りつけたところ、与蔵は気絶してしまいました。そして翌朝与蔵は相果てました。

さて事件は裁判になり、次のような処罰が下されました。長兵衛はかねて馬苦勞のような悪辣なことをしており、何の落ち度もない与蔵を死なせた罪は重いとし、遠島が言い渡されました。倅の万九郎は思慮が足りず不届きだが、まだ子供であり親を思つての行為を考慮し村追放になりました。穂波郡枝国村の大庄屋(平山村も所属)五平に罰金として銀二両(今に直すと大体七千円)、同郡土師村大庄屋、大九郎に罰金三両、同村組頭中に罰金各一両宛、長兵衛組合九人に各銀二匁、大分村七次に罰金二両が言い渡されています。

この事件から、篠栗においても牛馬の売買をめぐって、様々な問題があつたのではないかと想像されます。

そこで『寛政十二年(一六〇〇)牛馬御作法書』(篠栗町歴史民俗資料室所蔵)(表粕屋郡)について書かれています。肝煎に渡すと、肝煎は書類と鑑札と道中手形を持ち、例えば柳川藩の馬問屋に行きます。馬の売買が成立すると、馬問屋は売り主の庄屋に行き、何処の何某がいくらで買い、何時までに支払うという証拠書類を作り、肝煎に渡します。肝煎はその証拠書類を持ち馬を連れて帰ります。証拠書類は買い主の庄屋に渡し、馬は買い主に渡したところで肝煎の仕事は終わります。

馬の代金の支払いは、その後十五日までに買い主が売り主に直接渡すのが原則です。病気などで行けない事情があれば、肝煎、手先の者が代わることが許されています。

弁償しました。

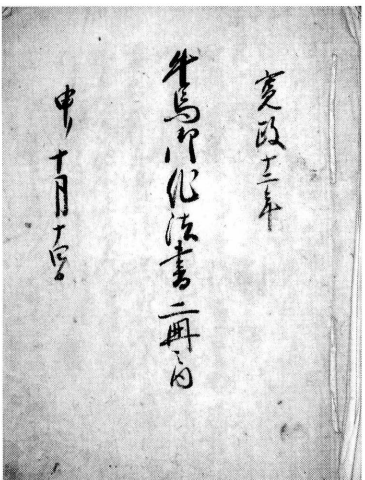
長兵衛は平山村の清作という者を立て、甚三に売り渡した牛代を払うようにしてくれと平山村の役人に申し入れました。しかし役人は、本人が出奔して居ないのだからどうにもならないと言いました。長兵衛は、それでは平山村の誰かの牛を差し押さえるしかないと思たくみを考えました。

長兵衛は平山村の与蔵の牛を一三〇匁で買い取り、牛の代金は支払わず、牛は七次に以前の弁償の分として渡しました。

その後四月九日に与蔵が久我松と正市を連れ、長兵衛の留守に牛を牽き出し、連れ帰りました。長兵衛の女房は、田で肥料やりをしていた夫と倅に、この事態を走り知らせました。長兵衛と倅の万九郎は、牛を取り返すために走り出しました。道の途中で牛を連れた与蔵達と出会い、取っ組み合いの喧嘩になりました。長兵衛と正市は組み合ったまま、溝に転げ込み、長兵衛は正市の下になり、その時与蔵が長兵衛の急所を握り締めたので、長兵衛は苦痛の大声を上げ

ている)を見ることにします。これには、百姓が牛馬を売買するにあたっての厳しい規則が事細かに書かれています。領内で牛馬を売買する時は、これまで通り売り主と買い主が相対で取り引きして宜しい。

他領の者と牛馬の売買をする時は、肝煎(ここでは、牛馬の売買の世話などをする村役人)かその手先の者に任せねばならない。



『牛馬御作法書』

篠栗村に馬を買いいたい人がいたとすれば、その人は庄屋に申し出ます。庄屋はその旨を記した書類を

以上の牛馬売買の面倒なのに驚かされます。これではまるでお上(郡役所、藩)が直営で百姓の牛馬の売買をやっていたようなものです。何故このようなことをやっていたのでしょうか、そしてその結果はどうなつたのでしょうか。

篠栗町文化財専門委員
篠栗古文書委員会

武藤 軍一郎